

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求上告事件
国側当事者・国

平成22年3月26日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年6月30日判決、本資料259号-123・順号11236)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年11月11日判決、本資料259号-196・順号11309)

決 定	
上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	三上 寛治

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成22年3月26日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 古田 佑紀

裁判官 竹内 行夫

裁判官 須藤 正彦